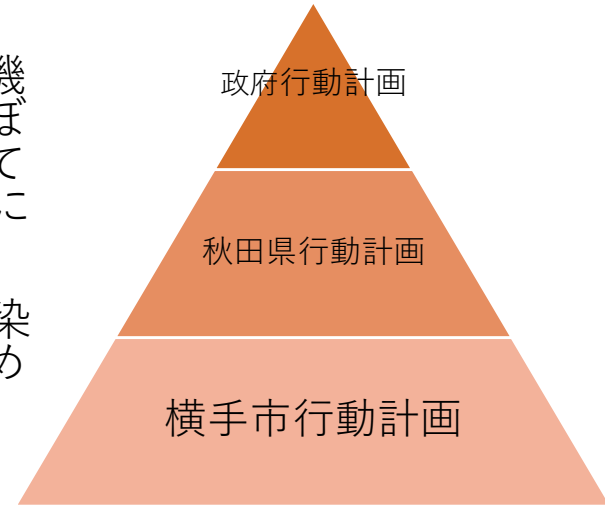


横手市新型インフルエンザ等対策行動計画【概要版】

計画の背景

「新型インフルエンザ等対策行動計画」は、新型インフルエンザ等による感染症危機が発生した場合に、国民の生命および健康を保護し、国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるよう、平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示すものとして平成25年に国が策定した。この計画に沿って各都道府県および市町村も地域の実状に応じた行動計画を策定している。

横手市でも平成26年に「横手市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、感染症発生時に備えてきた。今般、新型コロナウイルスや新型インフルエンザ以外も含めた幅広い感染症や危機にも対応できるよう、国行動計画および県行動計画の改訂があったことから、これらの上位計画に準ずる形で計画を改訂するものである。



計画の目的

●感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命および健康を保護する。

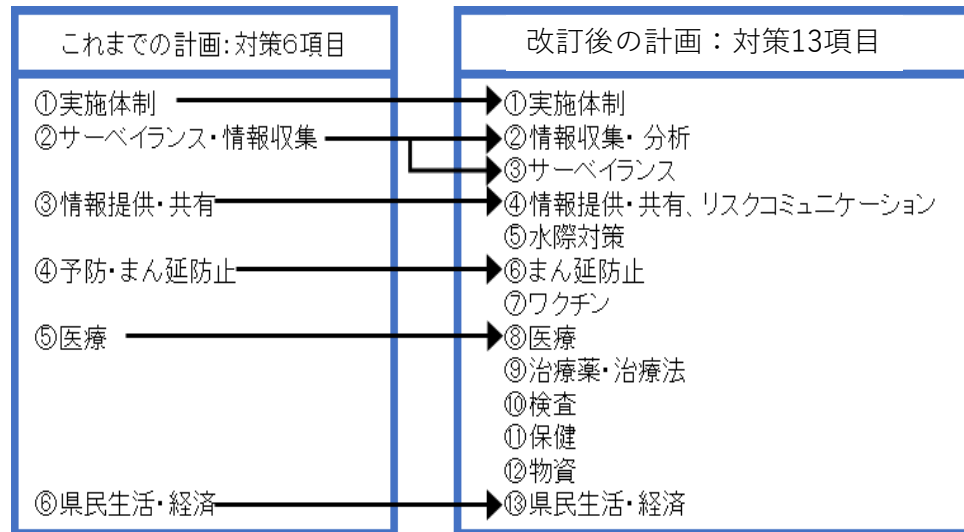
- 感染の拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、医療体制の構築やワクチン製造のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療体制への負担を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供のキャパシティを超えないようにし、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

●市民生活および市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

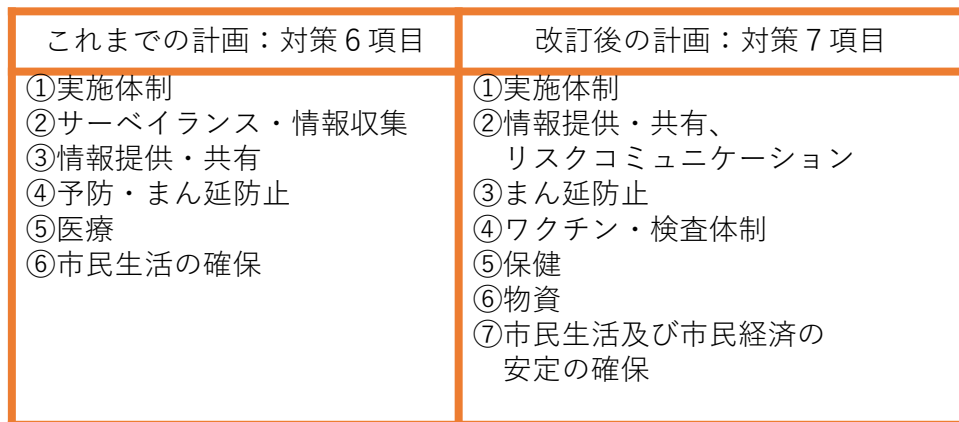
- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の切り替えを円滑に行うことにより、市民生活及び経済の安定を確保する。
- 市内での感染拡大防止策等により、欠勤者の数を減らす。
- 業務継続計画の作成・実施等により、市民の生活を維持するために必要な社会・経済機能の維持に努める。

計画の改訂前後の比較

●県行動計画の構成



●市行動計画の構成



主な対策7項目の概要

①実施体制 ・準備期：実践的な訓練の実施、行動計画等の作成や体制整備・強化、国や県との連携強化 ・初動期：発生が確認された場合の措置、実施に係る必要な予算の確保 ・対応期：対策の実施体制、職員の派遣応援への対応等	②情報提供・共有、リスクコミュニケーション ・準備期：発生前における市民等への情報提供・共有、発生時における情報提供・共有体制の整備 ・初動期：情報提供・共有、双方向のコミュニケーションの実施、偏見・差別等や偽・誤情報への対応 ・対応期：基本的な方針、リスク評価に基づく方針の決定・見直し	③まん延防止 ・準備期：対策強化に向けた理解や準備の促進等 ・初動期：市内でのまん延防止対策の準備 ・対応期：まん延防止対策の内容、時期に応じたまん延防止対策の実施の考え方等
④ワクチン・検査体制 ・準備期：ワクチン接種に必要な資材、ワクチンの供給体制、接種体制の構築、情報提供・共有、DXの推進 ・初動期：接種体制の構築 ・対応期：ワクチン接種、接種体制、特定接種、住民接種、ワクチンの安全性	⑤保健 ・準備期：多様な主体との連携体制の構築、地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション ・初動期：市民への情報提供・共有の開始等 ・対応期：有事体制への移行、主な対応業務の実施、感染状況に応じた取組	⑥物資 ・準備期：感染症対策物資の備蓄等
⑦市民生活・市民経済の安定の確保 ・準備期：情報共有体制の整備、支援の実施に係る仕組みの整備、物資及び資材の備蓄、火葬体制の構築 ・初動期：事業継続に向けた準備等の要請、遺体の火葬・安置 ・対応期：市民の生活の安定の確保を対象とした対応、市民経済の安定の確保を対象とした対応	各対策の横断的視点 I.人材育成 II.国と地方公共団体との連携 III.DXの推進	